

山梨県事業継続力強化計画等サプライチェーン策定支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県事業継続力強化計画等サプライチェーン策定支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 本補助金は、感染症や自然災害等の経営リスクへの対応力を強化するため、サプライチェーン等構成主体となる県内企業が行う中小企業者等によるBCP(事業継続計画)及び事業継続力強化計画の策定を支援する事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1)「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、山梨県内に本店がある者をいう。
- (2)「サプライチェーン等構成主体となる県内企業」とは、製品等の供給に関与する他の企業と直接又は間接の継続的取引関係を有し、その主体となる中小企業をいう。
- (3)「BCP（事業継続計画）」とは、中小企業者等が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画をいう。
- (4)「事業継続力強化計画」とは、法第56条第1項に規定する事業継続力強化計画をいう。

(補助対象者)

第4条 この補助金は、山梨県内に所在する事業所において事業を実施している者のうち、次の全てに該当する事業者等を対象とする。

- (1) サプライチェーン等構成主体となる県内企業であること。
- (2) 山梨県の県税の滞納がないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制される性風俗関連特殊営業でないこと。

(6) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。

(7) 別に定める誓約書の記載事項を遵守すること。

(補助対象事業、経費及び補助率)

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、BCP（事業継続計画）及び事業継続力強化計画策定を目指す中小企業者等を対象としてサプライチェーン等構成主体となる県内企業が実施するセミナー・ワークショップ開催及び防災対策に必要な備蓄品等の購入等とし、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助対象外経費)

第6条 次の経費は、補助対象経費に含まれないものとする。

- (1) 同一の対象設備等で、国、都道府県、市町村等から同種の補助を受けたもの
- (2) 消費税及び地方消費税
- (3) 中古品及びリース・レンタル品
- (4) 社会通念上、市場価格に比して著しく価格に差があるもの
- (5) 公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費
- (6) 上記のほか、補助対象とならない経費等として別に定めるもの

(補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請に当たっては、当該補助対象経費から消費税及び地方消費税を減額して申請しなければならない。

(補助金交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により速やかに通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第9条 補助金の交付の決定を受けて補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の実施に当たっては、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書に掲げる補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%

以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止・廃止承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 同一の対象設備、経費等で、国、県、市町村等が実施する設備導入等に係る他の補助制度と併用して交付を受けないこと。
- (4) 前条の規定による交付の決定があった日の属する年度から処分制限期間が経過するまで、必要な書類の提出及び現地調査等に応じること。
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、補助事業の実施に当たりこの要綱その他法令及び条例等の規定を遵守すること。
- (6) 前条の通知の受領後、県が本事業の実施状況に関する情報を公表することについて承諾すること。
- (7) 補助事業は、別に定める補助対象期間中において実施すること。
- (8) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（事前着手）

第10条 申請者は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

2 申請者は、前項ただし書の規定により補助金の交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ事前着手届（様式第5号）を知事に提出しなければならない。ただし、届出により補助金の交付が確約されるものではない。

3 申請者は、前項により事前着手した後に、第8条の規定による交付決定がされない場合においても異議は申し立てられない。

（状況報告）

第11条 申請者は、補助事業の遂行及び収支状況について、知事の要求があったときは、速やかに知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は別に定める日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。

2 第1項の規定にかかわらず、第10条第1項ただし書きの規定により知事がやむを得ない理由がある場合として事前着手が認められた補助事業者のうち、交付決定前に補助

事業が完了しているものは、交付決定日から起算して1箇月以内に実績報告書を提出しなければならない。

- 3 補助事業者は、前2項の実績報告を行うに当たっては、当該補助対象経費から消費税及び地方消費税を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第13条 知事は、前条の規定により実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、知事が指定した期限とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

- 第14条 補助金は、精算払とする。ただし、知事は、必要があると認める場合には、申請者に対し、概算払により交付することができる。
- 2 申請者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

- 第15条 知事は、第9条第2号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第8条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。
 - (1) 申請者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 申請者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 申請者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 申請者が交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第13条第3項の規定を準用する。

(取得財産の管理)

第16条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間（以下「処分制限期間」という。）内管理しなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械、器具その他の財産（以下「処分制限財産」という。）を、処分制限期間内において、補助金の交付の目的に反して処分する（使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）ときは、あらかじめ知事に財産処分承認申請書（様式第9号）を提出し、承認を得なければならない。

2 知事は、補助事業者が処分制限財産を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入に相当する補助金額の全部又は一部を県に返還させることができる。

(帳簿の整備)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、補助金の額が確定した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第16条第2項で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、別に知事が定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年5月22日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別 表 (第5条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助上限額	補助率
BCP 及び事業継続力強化計画に関するセミナー・ワークショップの開催	BCP 及び事業継続力強化計画に関するセミナー・ワークショップ開催に要する講師の謝金旅費、会場の使用料及び賃借料等	1 申請あたり 上限 5 0 万円	1 0 / 1 0
防災対策に必要な備蓄品等の購入	サプライチェーンの BCP 及び事業継続力強化計画策定により必要と判断した防災対策備蓄品等の購入費用		